

第16回全国障害者芸術・文化祭あいち大会シャトルバス及び バスツアー運行業務プロポーザル募集要領

以下のとおり、第16回全国障害者芸術・文化祭あいち大会シャトルバス及びバスツアー運行業務委託に係るプロポーザルを実施する。

1 業務の趣旨

- ・平成28年12月9日（金）から11日（日）（美術・文芸作品展は、12月3日（土）から先行して開催）まで、愛知芸術文化センターを始めとする名古屋市栄周辺の複数会場で、「第16回全国障害者芸術・文化祭あいち大会」（以下、「あいち大会」という。）を開催する。
- ・主要駅から会場まで及び会場間のシャトルバス運行を業務委託することで、あいち大会の来場者にとっての利便性の向上を図る。
- ・あわせて、あいち大会をコースに組み込んだバスツアーを催行することで、広くあいち大会への来場を呼びかける。

2 業務内容

本業務の内容は、別添「第16回全国障害者芸術・文化祭あいち大会シャトルバス及びバスツアー運行業務委託仕様書」を参考にすること。

3 契約期間

契約の日から、平成28年12月26日（月）まで

4 委託金額限度額

702,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 選定方法

本募集は、業務内容に対する応募者の考え方や具体的な運営管理に関する能力等について、「提案」を通して評価し、受託者を選定する。従って、実際の業務実施にあたっては、必ずしも当該受託者の提案どおりに実施するものではない。

選定の方法は、期限までに提出された企画提案書及び見積書により書面審査を行った上で、事業の遂行能力等を総合的に判断する。

6 応募資格

応募者は、次の(1)から(9)までのすべての要件を満たしている法人又はその他の団体とする。（個人での応募はできない。）

- (1) 多数の来場者があった美術展やイベント等の事業における、シャトルバスの運行若しくは、バスツアーに関する実績とノウハウを有するとともに、あいち大会

- の開催趣旨を理解し、効率的かつ効果的な運営を行うことができる者であること。
- (2) 旅行業法に基づく第1種又は第2種の旅行業登録を行っている事業者であること。
 - (3) 地方自治体や地方自治体が組成した実行委員会等と連携したバスツアーの運行実績があること。
 - (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項の規定により準用する場合を含む。）に該当しない者であること。
 - (5) 本募集要領公表日から受託候補者選定日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていない者であること。
 - (6) 本募集要領公表日から受託候補者選定日までの期間において、愛知県が発注する物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。
 - (7) 本募集要領公表日から受託候補者選定日までの期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (8) 国税及び地方税を滞納していないこと。
 - (9) 業務の性質上、第16回障害者芸術・文化祭実行委員会事務局と緊密な連絡を取りつつ業務を進める必要があることから、愛知県内に本社・支社又は営業所を有していること。

7 企画提案内容

企画提案書には、あいち大会の開催目的や開催概要等を踏まえ、以下の(1)～(9)の提案項目について記述すること。

(様式1参照)

(1) 基本的な考え方

- ・本業務を行うにあたっての企画の考え方及びその他、応募者が必要であると考ええる要素

(2) 実施体制及びスケジュールについて

- ・「仕様書」の条件を満たす業務を円滑に実施するための指揮命令系統を含む実施体制について示すこと。（シャトルバス運行業務、バスツアー催行業務毎に示す。）
- ・上記を進めるための全体スケジュールを示すこと。

(3) シャトルバスの内容

- ・シャトルバスの運行は、平成28年12月9日（金）～11日（日）とする。
- ・シャトルバスの利用者負担は無料とする。
- ・会場及び会場付近の主要駅のシャトルバスの発着場所や運行計画を決定し、実施に当たっては各関係者と調整を行うこと。
- ・発着所のバリアフリーに十分留意すること。

(4) バスツアーの内容

- ・ツアーの催行は平成28年12月5日（月）～11日（日）とする。
- ・日帰り、宿泊の別は問わないが、バスツアーを3回以上計画すること。
- ・ツアー参加に係る利用者への負担を求めることは可とする。
- ・ツアーは、募集型又は受注型の企画旅行として実施すること。
- ・ツアーコースには、必ずあいち大会の会場を組み込むこと。
- ・利用者にとってあいち大会の趣旨を踏まえた、魅力のあるツアーとすること。
- ・ツアーの集合・解散場所は、駅等、ツアー申込者にとってアクセスの利便性が良い場所とする。
- ・ツアー実施に際し、関係者等との施設利用交渉や価格交渉等の調整は旅行業者が行うこと。
- ・バリアフリーに十分留意すること。

(5) 広報等

- ・シャトルバス運行、バスツアー催行とも利用が増えるよう最適な広報を行うこと。

(6) 事故等の責任

- ・シャトルバス及びツアーにおける事故等の責任については、受託者が全て負うものとし、その保険内容を示すこと。

(7) 類似業務の実績について

- ・多数が来場したイベント等におけるシャトルバス運行業務、バスツアー催行についての実績等

（過去5年間に実施した類似事業の実績（実施年度、事業名、契約相手先、事業の概要、事業規模、事業費などそれぞれ3件まで）

(8) アピールポイントについて

- ・本業務を遂行する上での、提案者独自のアピールポイント

(9) 概算経費について

- ・本業務の実施に係る概算費用（見積額）
 ※内訳が分かるように項目ごとに記述する。
 別紙1を参考に収支計算書を作成すること。

(10) 会社概要等

- ・提案事業者の会社概要（資本金、従業員数、取扱業務等）
 ※既存資料でも対応可

(11) 誓約書

- ・応募資格の(2)～(8)に該当する旨の誓約書（様式は任意）

8 応募手続等

(1) 企画提案書の提出

応募者は、下記に示す書類を作成し、提出すること。

ア 提出書類

- ・企画提案参加申込書（様式1） 1部
- ・企画提案書 8部（正本1部、副本7部）

イ 提出方法

持参又は郵送

ウ 提出期限

平成28年6月20日（月）午後5時（必着）

エ 提出先

「13 提出・問合せ先」に記載する場所

(2) 企画提案書類作成上の注意

- ・用紙サイズは、A4縦（様式は任意）とする。ただし、図などを作成する場合、A3版の用紙をA4版サイズに折りたたみ挿入することは可とする。
- ・企画提案は、1提案者につき1点とする。
- ・提出期限後の問い合わせ、書類の追加・修正には応じない。

9 プロポーザルに関する質問の受付・回答

(1) 受付期間は、平成28年6月6日（月）から6月15日（水）午後5時まで

(2) 質問は、電子メールにて以下のアドレスに送付すること。なお、電話等その他の手段による問い合わせは不可とする。

《質問先アドレス》

powerofart@pref.aichi.lg.jp

(3) 質問に対する回答

全ての質疑内容は、平成28年6月8日（水）以降順次、第16回全国障害者芸術・文化祭あいち大会公式ホームページに掲載する。

[<http://www.powerofart-aichi.jp/>]

10 提案の審査・選定等

(1) 審査方法

委託者が設置する「審査会」において、提出された企画提案書により書面審査を行い選定する。

(2) 審査基準

別表「審査項目及び評価基準」のとおり。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、審査終了後に書面で通知する。

(4) 契約の締結

第16回障害者芸術・文化祭実行委員会事務局は、選定した受託候補者の企画提案書に基づき契約内容に関する協議を行い、同者と業務委託契約を締結する。なお、契約が不調に終わった場合には、次点の者と交渉する。

(5) 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- ・応募する資格のない者が提案したとき。
- ・所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- ・事実に反する申込みや提案などの不正行為があったとき。
- ・あらかじめ指示した提出物に不足があったとき。

- ・応募者が当該公募に対して、2以上の提案をしたとき。
- ・その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

(6) その他

「審査会」は非公開とし、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じない。また、審査結果についての質問及び異議申し立ては受け付けない。

11 スケジュール（予定）

6月 3日（金）募集要領等の公表（企画提案の公募開始）

6月20日（月）提出期限

6月22日（水）書面審査（予定）

6月23日（木）審査結果通知・公表（予定）

12 その他

- (1) 書類の作成・提出に必要な経費については、各応募者の負担とする。なお、提出された書類は、返却しない。
- (2) 契約金額の支払いについては、契約内容の完了検査後に、精算払いとする。
- (3) 応募及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (4) この要領に定めるもののほか、選定実施にかかる必要な事項は、委託者が定める。

13 提出・問合せ先

住 所 〒461-8501

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

第16回障害者芸術・文化祭実行委員会事務局（担当：石黒、伊藤）

（愛知県健康福祉部障害福祉課内）

電 話 052-954-6697

F A X 052-954-6920

E-mail powerofart@pref.aichi.lg.jp

別表

審査項目及び評価基準

以下の各項目の審査内容に基づき、各項目の配点の合計を100点満点として採点する。

NO.	審査項目	評価基準	配点
1	運営・実施体制等	<ul style="list-style-type: none">・第16回全国障害者芸術・文化祭あいち大会の開催目的や開催趣旨等を十分に理解しているか。・業務実施に関する基本的な考え方や実施体制、スケジュール、危機管理体制及び対応方法、保険の内容が十分であるか。	30点
2	事業内容等	<ul style="list-style-type: none">・シャトルバスのコース設定、実施時期・回数、広報等が適切であるか。・提案内容に十分な実行可能性が認められるか。	20点
		<ul style="list-style-type: none">・バスツアーコース設定、対象者、料金、実施時期・回数、広報などが適切であるか。・提案内容に十分な実行可能性が認められるか。	10点
3	類似業務の実績	<ul style="list-style-type: none">・過去の類似例事業の実績やノウハウがあるか。	20点
4	アピールポイント	シャトルバス及びバスツアー運行を受託するにあたり、提案者独自の効果的な提案がなされているか。	10点
5	経費執行	適切な経費執行に努めているか。	10点
合計（満点）			100点